**調達要求番号:**

|  |
| --- |
| 自　衛　隊　新　潟　地　方　協　力　本　部　仕　様　書 |
| 物品番号 |  | 仕　様　書　番　号 |
| データ通信用接続装置（ルーター）使用料 | １０ |
| 作　　成 | 令和　７年　３月　５日 |
| 変　　更 | 令和　　年　　月　　日 |
| 作成部隊等名 | 自衛隊新潟地方協力本部募集課 |

**1　総　則**

　本仕様書は、自衛隊新潟地方協力本部（以下「官」という。）において使用するＷｉ－Ｆｉルーター

に対応するデータ通信用接続装置（ルーター）使用料について規定する。

**2　製品に関する要求**

(1) 無線ＬＡＮ規格

　　 ＩＥＥＥ８０２．１１規格に準拠するものであること。

(2) 接　続

　　 相互接続が可能で、かつ同時に１５台以上接続可能であること。また、接続に際して、回線工事は不要であること。なお、ゲスト用と社内用で分けて利用可能であること。

(3)　使用エリア

　　 新潟県内にて使用可能であり、人口カバー率が９０％以上であるものとする。

(4) 通信量

　 　無制限であること。

(5) 回線種別及び回線速度

　 ア　回線種別

　　　 ５Ｇまたは４Ｇ／ＬＴＥ回線を利用すること。

　 イ　回線速度

　　　 受信最大４５０Ｍｂｐｓ、送信最大４０Ｍｂｐｓであること。

(6) 設置場所及び台数

 自衛隊新潟地方協力本部：１台

（新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１－１　新潟美咲合同庁舎１号館７階）

(7) 契約期間

　　 令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）までとする。

(8)　物品納品

　　 物品（附属品を含む。）一式については設置場所に、納品するものとする。

**3　料金等**

(1)　初期費用、事務手数料、機種代金（Ｗｉ－Ｆｉルーター、附属品を含む。）は、通信料と併せて支払うものとする。

(2) 通信料は毎月定額とし、通信料にはユニバーサルサービス料金を含むものとする。

(3) 請求は月締めとし、使用月の翌月に使用明細（料金内訳等）を提示するものとする。

**4　製品及び使用に関する保守等**

(1)　保守又は修繕態勢が確立しており，営業時間内の故障発生時に迅速に受付できること。

(2)　電気通信事業法第９条に規定された総務大臣の登録を受け、移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。

(3)　事業者が２４時間３６５日において、通信ネットワークの保守運用をしていること。また、ネットワークの管理施設を国内に２拠点以上保有しており、バックアップ態勢を構築していること。

(4)　不特定多数の者が容易に接続できないように、接続の際にはパスワードを要求できるものとする。

**5　品質保証**

　 納品時、物品（附属品を含む。）等について、製品外観等の検査を実施する。

**6　出荷条件**

　 商習慣とし、内容品明細書・取扱説明書等を添付するものとする。

**7　秘密保全**

(1)　庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基

づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のな

い施設への立ち入りを禁止する。

(2)　契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

**8　その他**

(1)　契約相手方は、本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏えい又は利用・提供してはならない。

(2)　本仕様書で懐疑が生じた場合及び細部不明な点は、その都度、官側と確認及び調整するものと

する。

(3) 細部調整先

〒950-8627　新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館７階

　　　 　　　自衛隊新潟地方協力本部　募集課企画班　遠畑（とおはた）

電話：０２５－２８５－０５１５